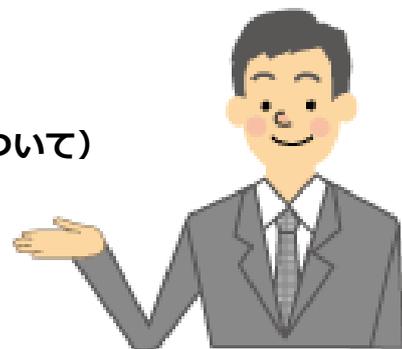


# 介護職員等処遇改善加算 の取得に向けた 川崎市事業所向けの個別相談窓口 コールセンター 開設しました

メール  
相談も!

## 【相談内容の例】

- 介護職員等処遇改善加算の内容や要件について
- 本加算の取得手続きについて（川崎市への申請方法や提出方法について）
- 様式（計画書や実績報告書等）の作成方法や書き方について
- 本加算の算定要件を満たすために必要な取組について
- 加算区分V（経過措置区分）からの移行について



専用番号：045-211-5871

※R7年4月,R8年3月のみ 増回線 ⇒ 045-211-5872

専用Mail: kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

※メールは原則3営業日以内に返信いたします。

開設期間：令和7年4月1日(火)～8年3月31日(火)

応対時間：平日9時から17時

[土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除く]

